

大分県商工会連合会のホームページリニューアル委託業務
募集要項

1 趣旨

本会では、地域事業者の支援や地域経済の活性化を目的として、さまざまな事業・情報発信を行っている。しかし、現在のホームページは構成やデザインが古く、情報発信の効果や利便性の向上が課題となっている。

そのため、より多くの方に有益な情報や地域の魅力を分かりやすく伝え、会員事業者および地域住民の皆さまにとって魅力的なホームページを実現するため、全面的なリニューアルを行う。

本要項は、リニューアルにあたりデザイン性・操作性・情報発信力等の観点から最適な提案をいただける制作事業者を公募し、企画提案競技（以下「競技」という。）により選考するために定める。

2 競技に付する事項

（1）件名

大分県商工会連合会のホームページリニューアル委託業務

（2）仕様等

別紙のとおり

（3）履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとし、ホームページの運用開始は、令和8年4月1日とする。

（4）金額の上限

1, 800, 000円（消費税を含む）

3 競技に参加する者（以下「提案者」という。）に必要な資格

提案者は、次の各号の要件に該当する者とする。

- （1）大分県商工会連合会（以下「本会」という。）が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人であること。
- （2）宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- （3）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

- カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- （４）事業を適切に運営できる組織体制を備えていること。

4 競技提出書類

提案者は、次のすべての書類を提出すること。

（１）企画提案の書類

- ア 提案書（様式１）
- イ 提案者概要書（様式２）
- ウ 企画提案書（様式自由 A 4 横 長辺とじ両面印刷の場合は、上下開きとなること）
- エ 見積書（様式自由 実施予定の項目ごとにその単価、金額を記載。なお、事業完了後に必要となる維持費等があれば併せて記載すること。）
- オ 実施スケジュール（様式自由）
- カ 誓約書（様式３）

5 企画提案書の提出

- （１）提出期限 令和 7 年 1 2 月 5 日（金）午後 5 時まで【必須】
- （２）提出先 大分県商工会連合会 指導課
〒 8 7 0 - 0 0 2 6
大分県大分市金池町 3 丁目 1 - 6 4 大分県中小企業会館 5 階
電話：0 9 7 - 5 3 4 - 9 5 0 7
- （３）提出方法 上記の提出先に持参、郵送またはメールによる提出
（※メールの場合は、競技審査までに原本を提出すること。）

6 競技審査

以下の日時及び場所にて、本会が用意するプロジェクター、スクリーンを用いてプレゼンテーション方式による審査を行う。

- （１）日時
令和 7 年 1 2 月 1 1 日（木）9 時 3 0 分
- （２）場所
大分県大分市金池町 3 丁目 1 - 6 4 大分県中小企業会館 6 階 中会議室
- （３）提案方法等
1 者あたりのプレゼンテーションは 2 0 分以内とし、プレゼンテーション終了後、質疑の時間を 1 0 分程度設けることとする。
なお、パソコン等の機器の持ち込みは可能である。

7 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

上記4の提出書類及び上記6の競技審査に基づき下記の基準等により審査し、最も評価の高い者を実施主体として選定する。

ア 提案者

- ・本業務を円滑に進める実施体制は示されているか
- ・提案した企画を実行するのに十分な専門的知識やノウハウを有しているか
- ・本会との協議、連絡を綿密に行い、協力して事業の目標達成ができる事業者であるか

イ 目的性・企画性・実効性

- ・実施スケジュールが適切に計画されているか
- ・仕様書の内容は満たしているか
- ・制作物全体に統一感、一貫性があるか
- ・更新等作業は、専門的知識なく簡単に実施可能か
- ・セキュリティ対策は示されているか
- ・運用保守管理は、適切に遂行可能か

ウ 費用

- ・費用対効果は適切か。

(2) 結果通知

審査結果については、後日、提案者宛て通知する。なお、審査の結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

8 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和7年12月3日（水）までに、メールにて照会し（様式任意）、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

質問に対する回答は、大分県商工会連合会ホームページに掲載する。なお、質問内容により、個別回答することもあり得る。

(1) 質問提出先

大分県商工会連合会 指導課

電話：097-534-9507 E-mail: shidoka@oita-shokokai.or.jp

9 業務委託契約の締結

本会は、審査の結果を踏まえて採択予定者を決定し、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、業務委託契約を締結する。

10 受託者の変更

契約締結後であっても、以下の場合等については、契約を解除し、受託者を変更することがある。

- (1) 提案書等提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合

(4) 業務遂行能力がないと認められる場合

11 その他企画提案等に係る留意事項

(1) 本要項の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本要項の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しない。また、この企画案に係る審査以外には使用しない。

(3) 提出書類の追加・修正等

一旦提出された提案書類の差し替え、追加及び削除は理由の如何に関わらず一切認めない。

(4) 提案に要する費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

(5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 提案書類の提出期限を過ぎた場合。

イ 提出に参加する資格がない者が提案した場合。

ウ 住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合。

エ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

(6) 事業実施にあたっては、大分県商工会連合会と協議のうえ進めること。

12 本競技に関する問い合わせ先

大分県商工会連合会 指導課

〒870-0026 大分県大分市金池町3丁目1-64 大分県中小企業会館5階

電話：097-534-9507

FAX：097-537-0613

E-mail: shidoka@oita-shokokai.or.jp